

私的年金制度の制度改革について

令和8年6月2日

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

課長 海老 敬子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

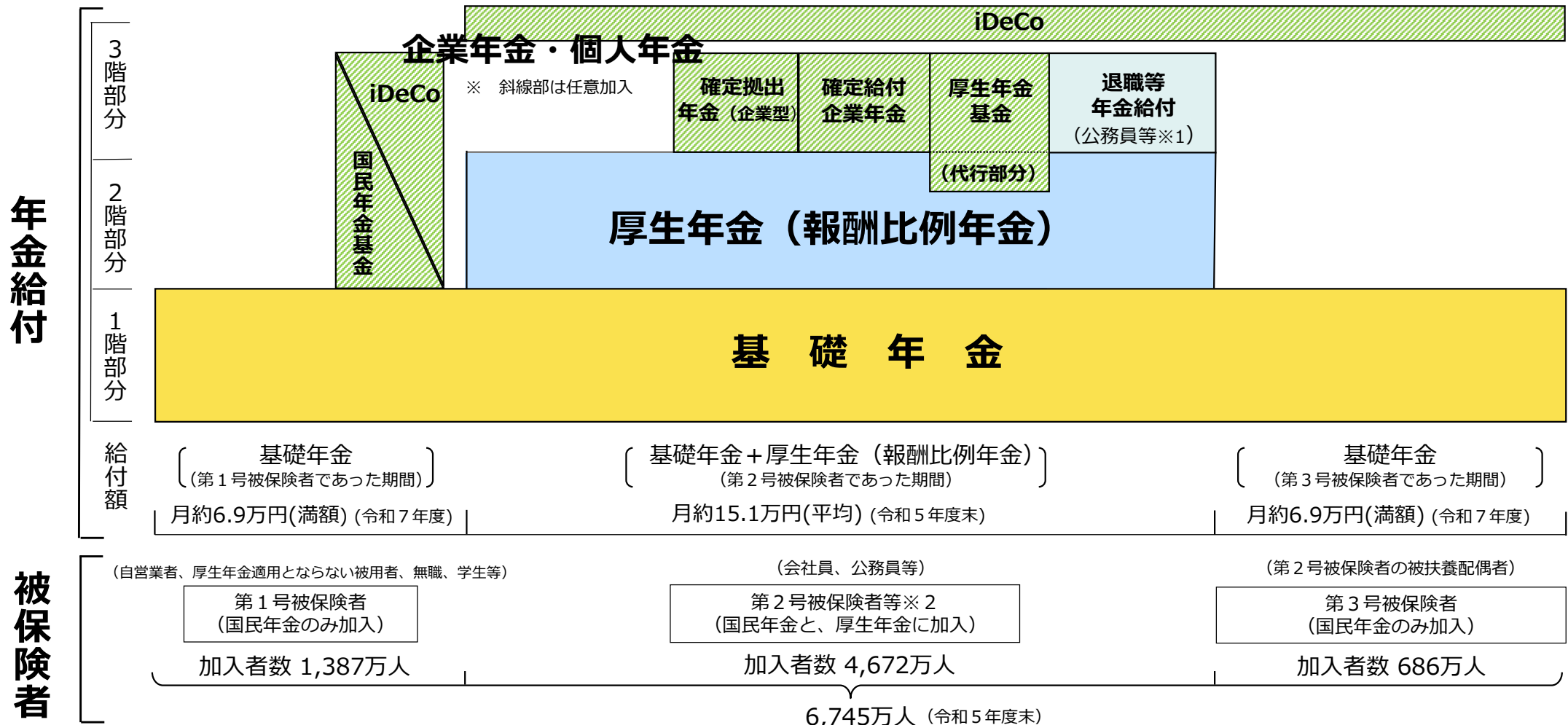
1. 私的年金制度の概況
2. 私的年金の制度改革
3. 施行にむけて
(普及推進・継続投資教育など)

私的年金制度の概況



年金制度の仕組み

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



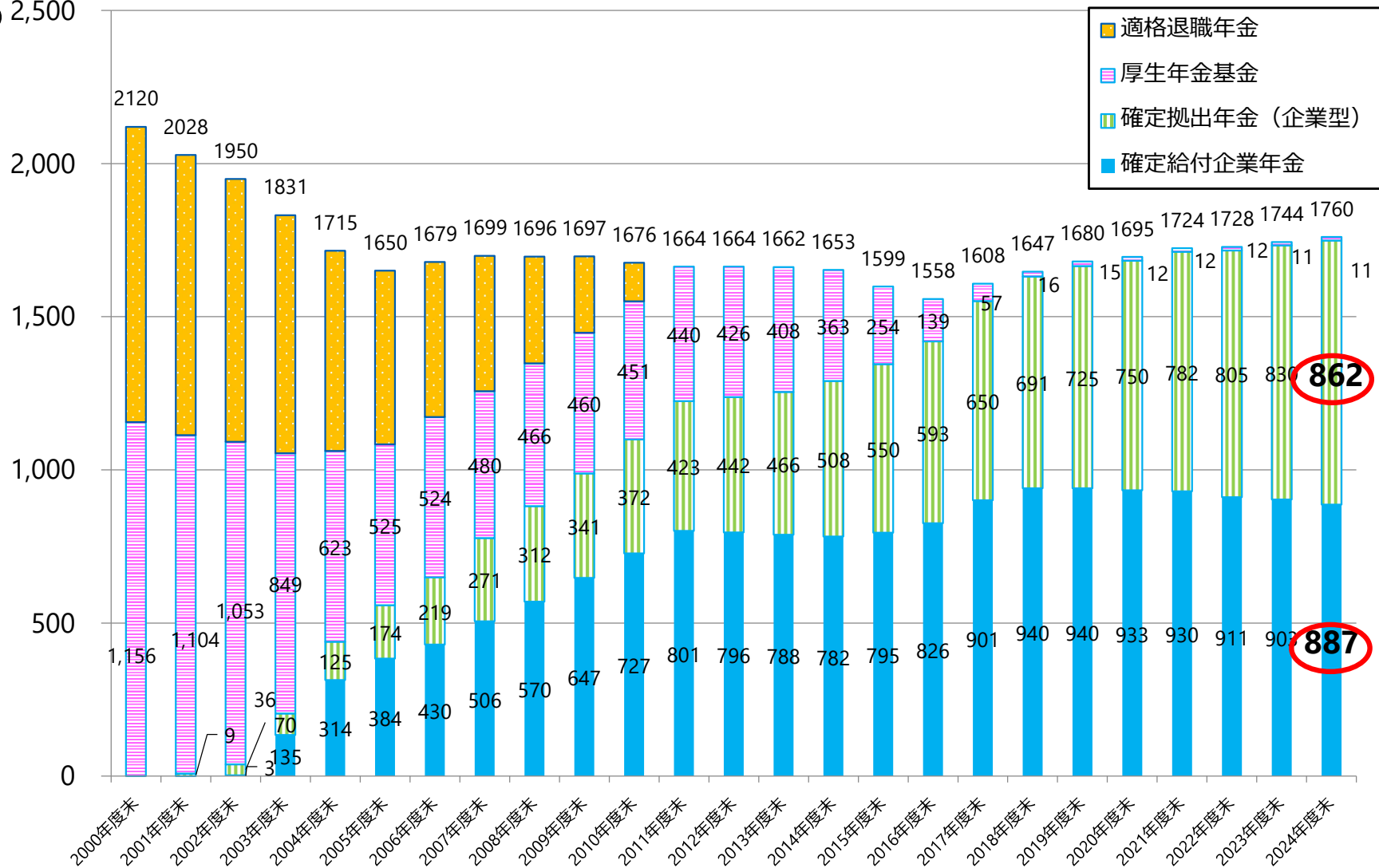
※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型D C）に移行。

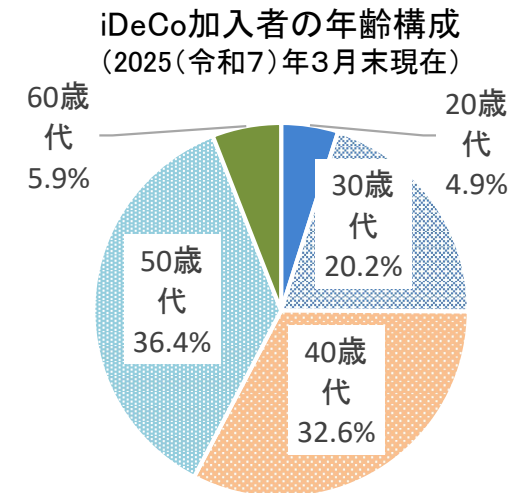
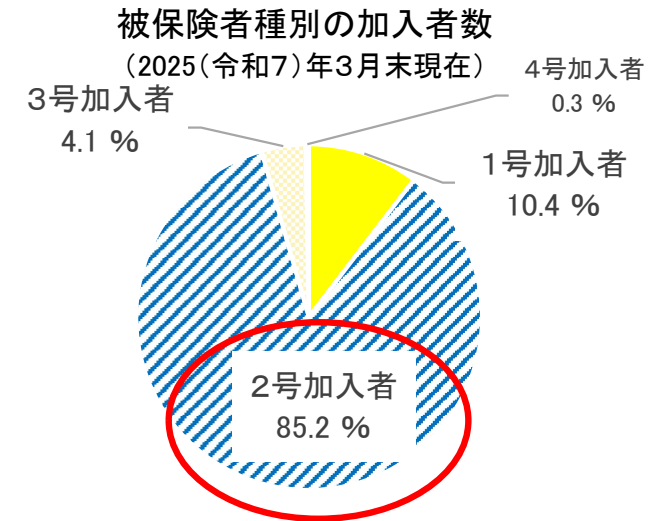
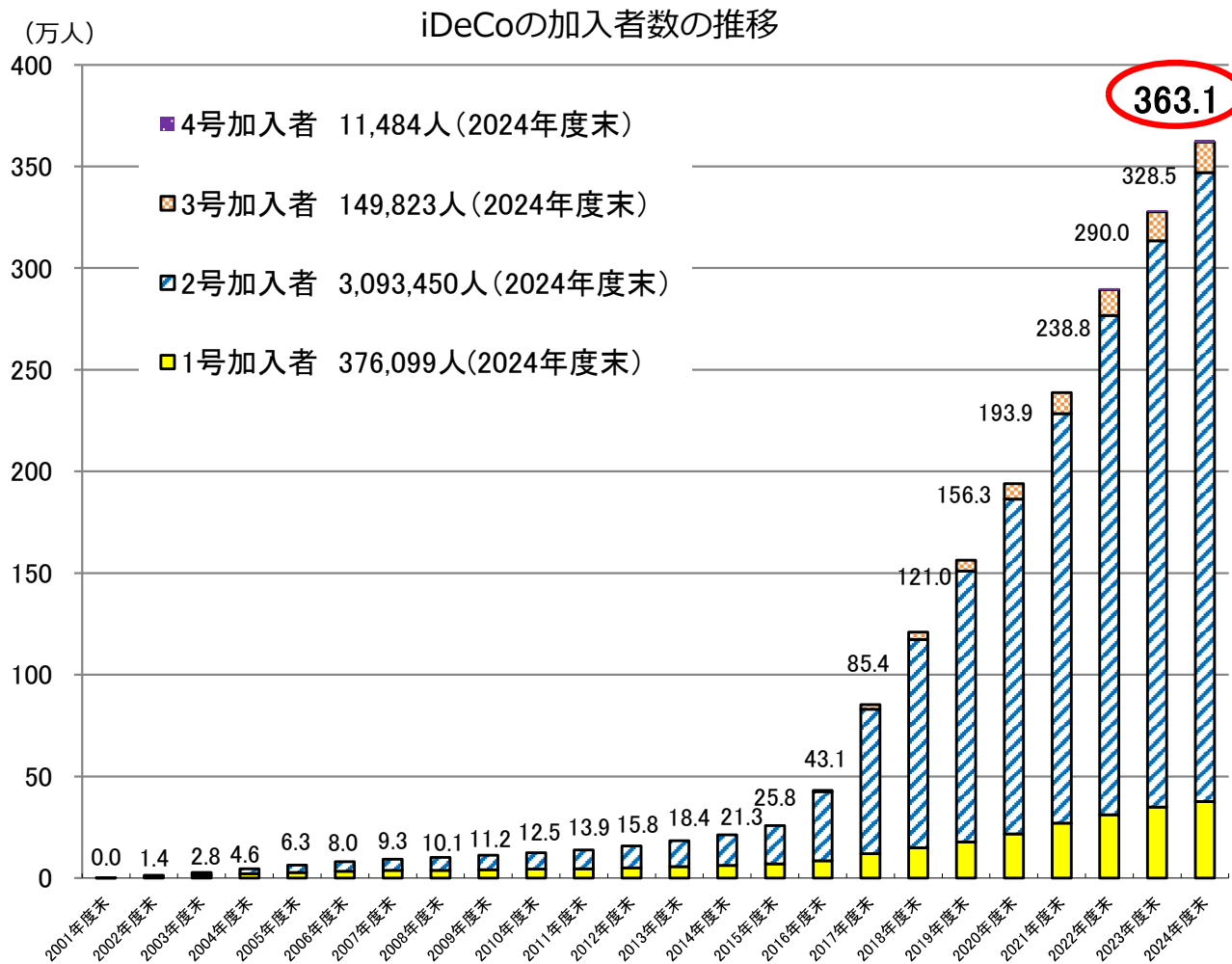
加入者数(万人) 2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金: 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

iDeCoの加入者数の推移

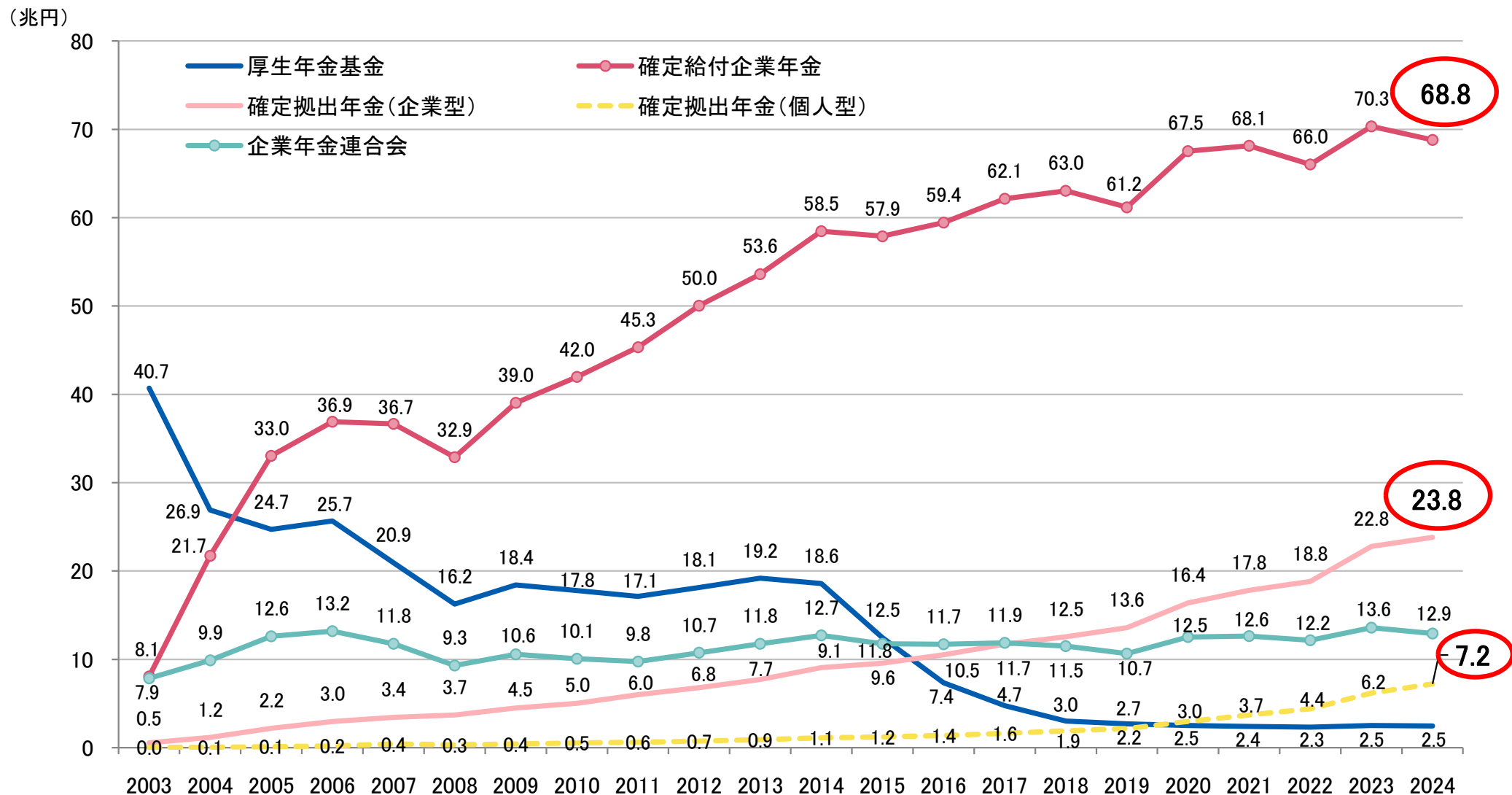
- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo (individual type Defined Contribution pension plan) に決定。
- 2017(平成29)年1月に加入可能範囲を拡大。2025(令和7)年3月末現在、加入者は363.1万人。



(出所) 国民年金基金連合会調べ

確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の資産残高の推移

- 確定給付企業年金（DB）の資産残高68.8兆円、企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産残高23.8兆円、個人型確定拠出年金（個人型DC）の資産残高7.2兆円となっている。

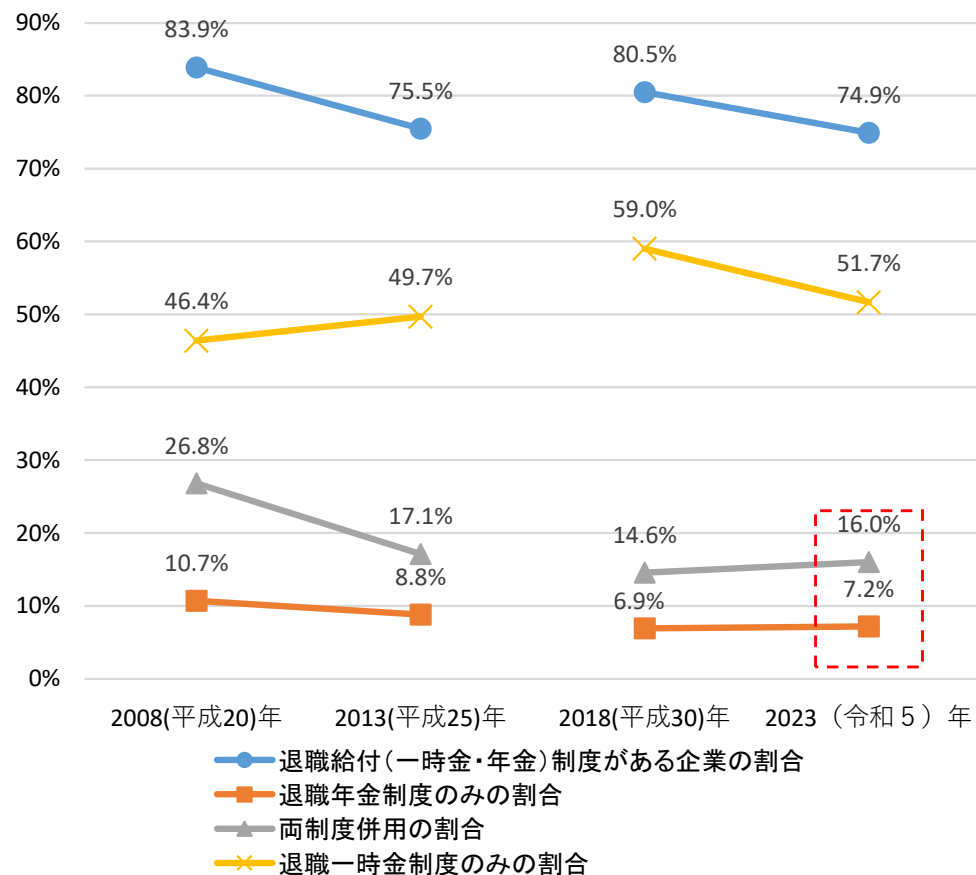


(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

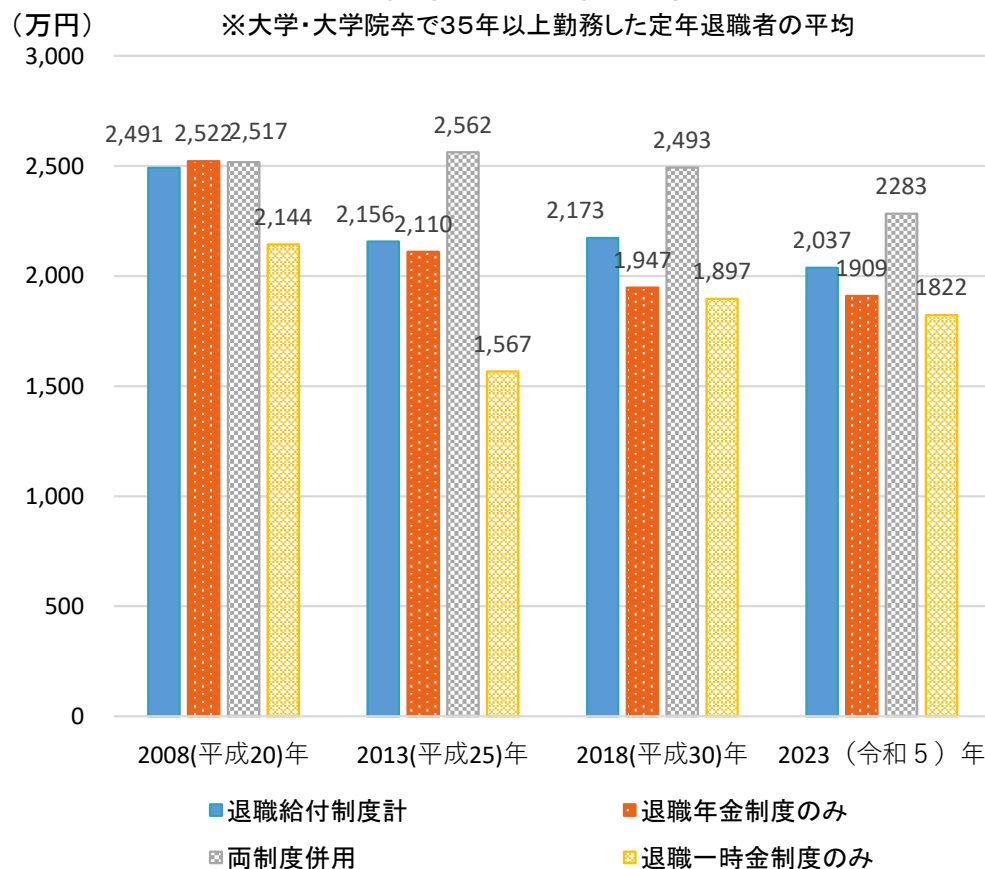
企業年金の実施状況

○ 企業年金がある企業の割合は低位で推移。

＜退職給付制度の有無＞



＜退職給付水準の推移＞



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

企業年金の実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。

＜退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別）＞

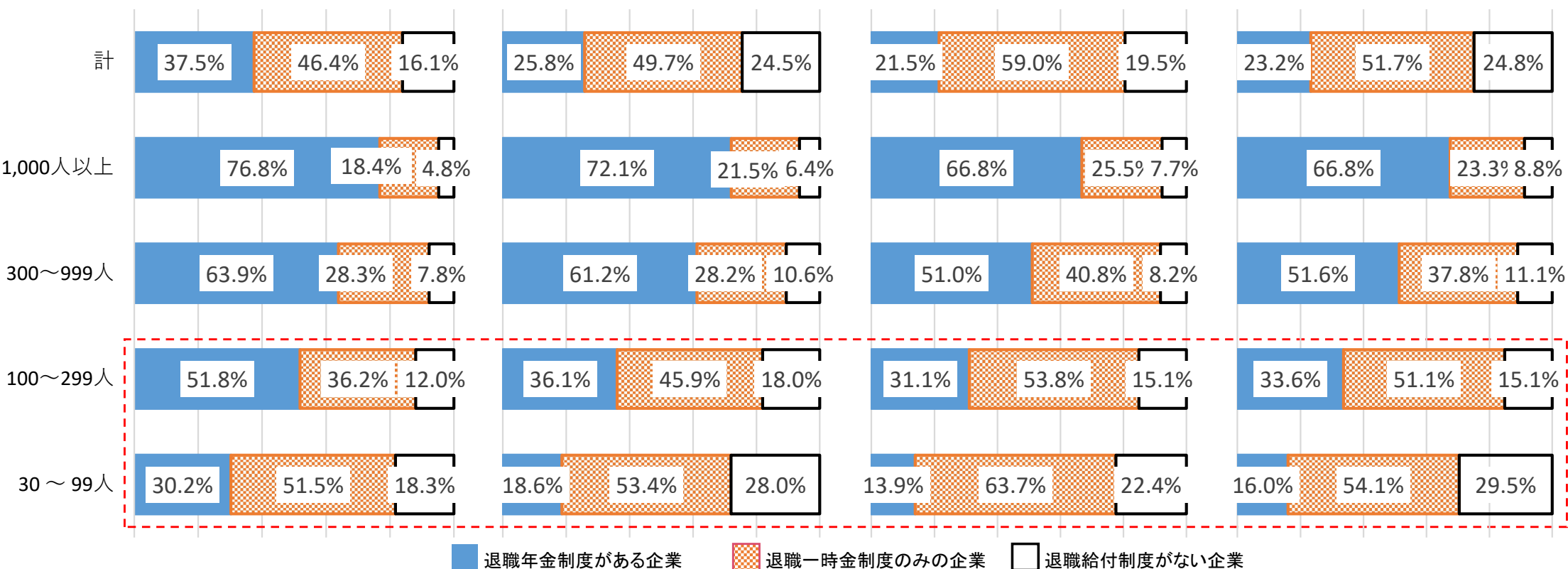
2008(平成20)年

2013(平成25)年

2018(平成30)年

2023(令和5)年

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 退職年金制度がある企業 ■ 退職一時金制度のみの企業 □ 退職給付制度がない企業

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

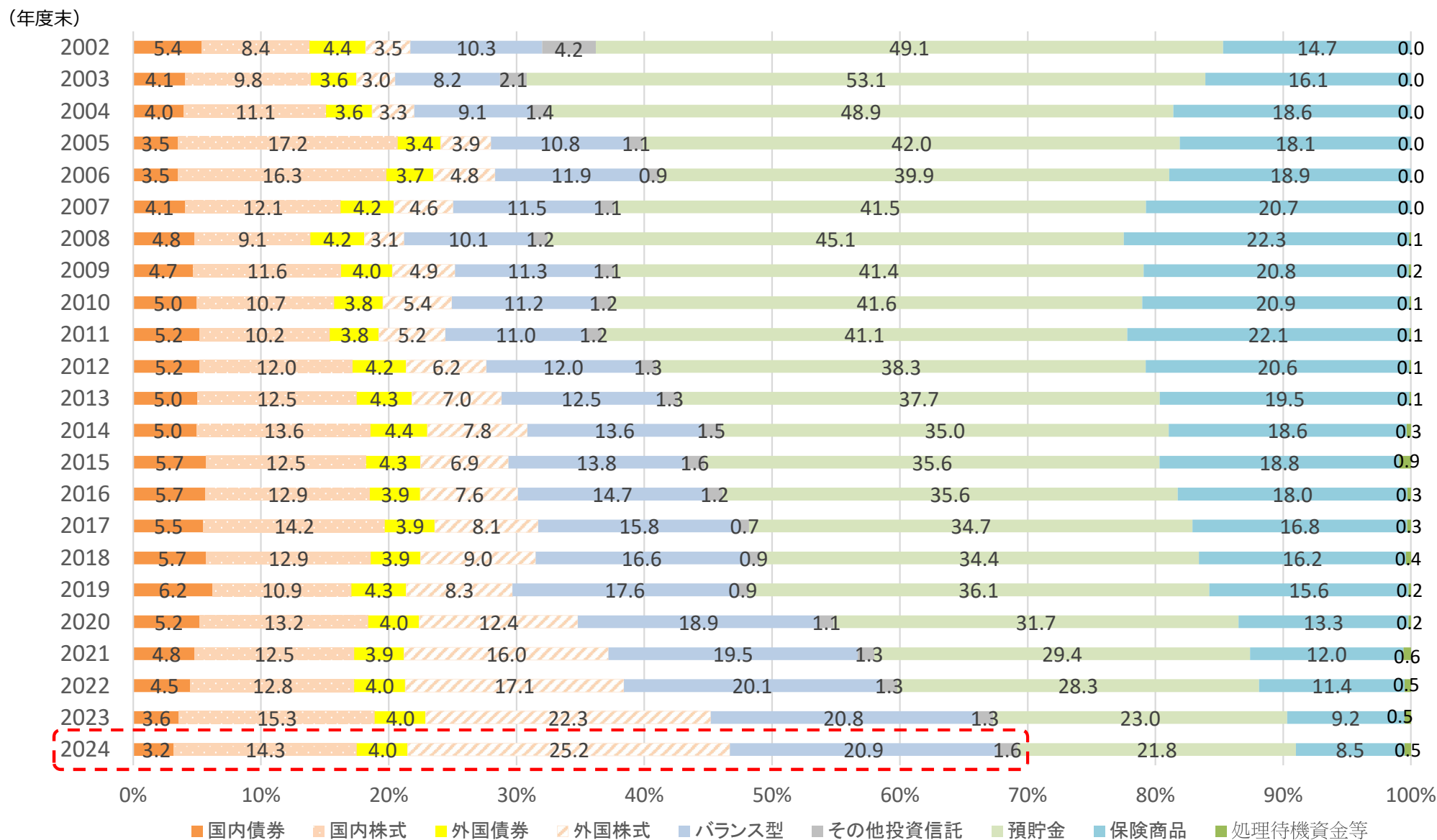
(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

企業型DCの資産構成割合の推移

○ 企業型DCにおける投資信託等の割合は年々増加しており、2024年度末では69.2%となっている。

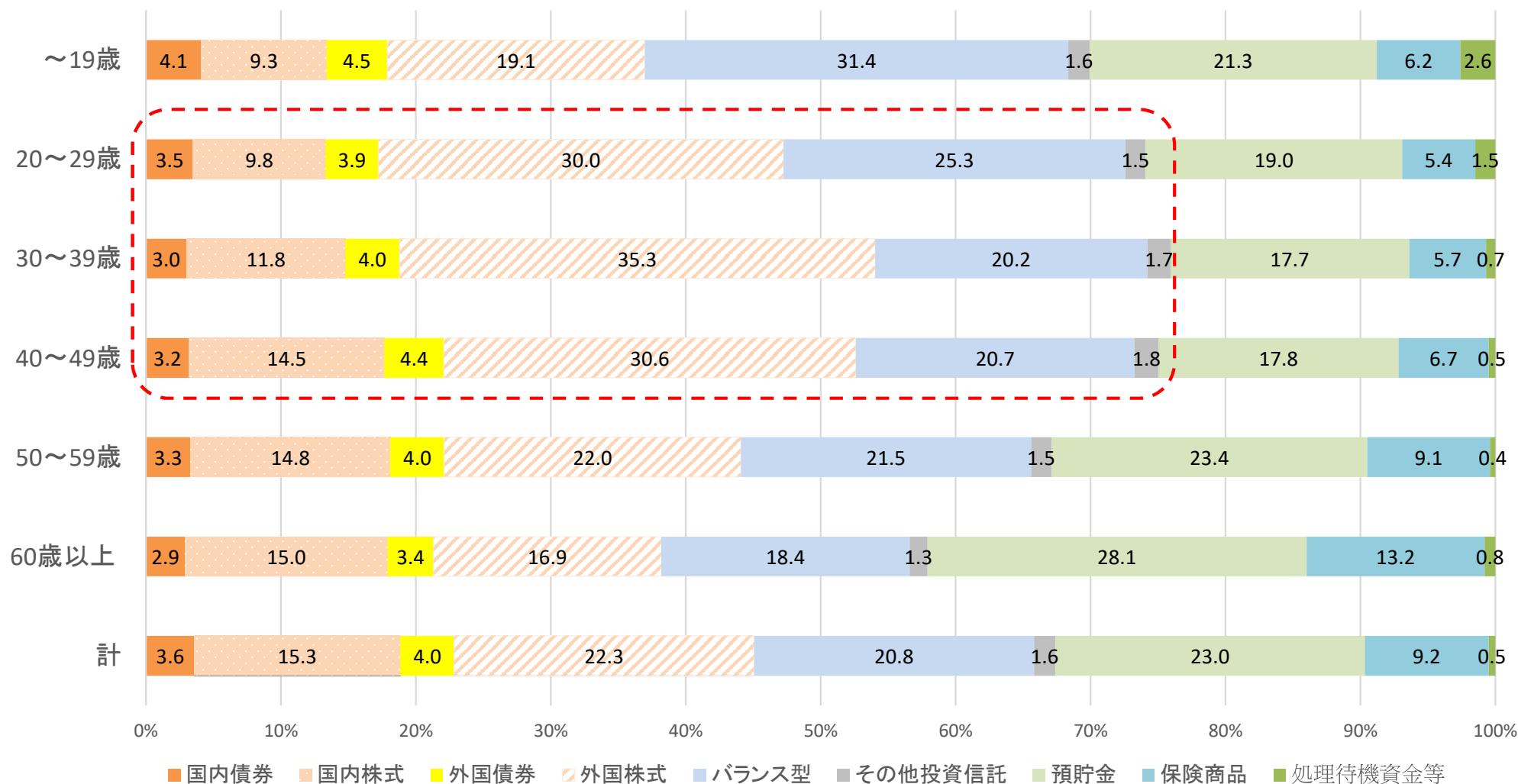


(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
 ※企業型DCは2001年10月開始。

企業型DCの年代別資産構成割合

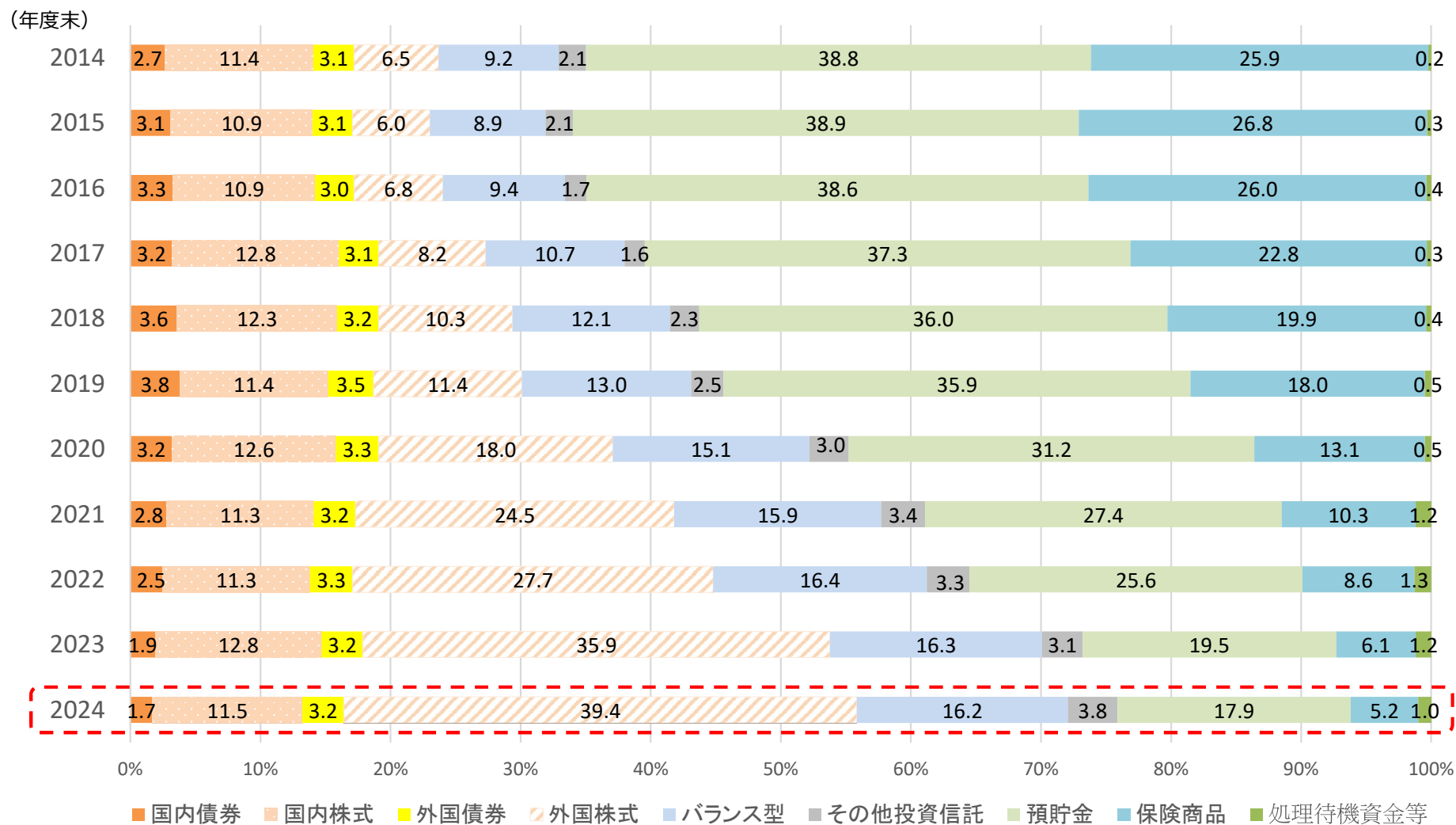
- 年代別に企業型DCの資産構成をみると、特に20～40代では投資信託等の割合が7割以上となっている。
(20代：74.0%、30代：76.0%、40代：75.1%)



(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2025年3月末)」

iDeCoの資産構成割合の推移

○ iDeCo（個人型DC）における投資信託等の割合は年々増加しており、2024年度末では75.9%となっている。



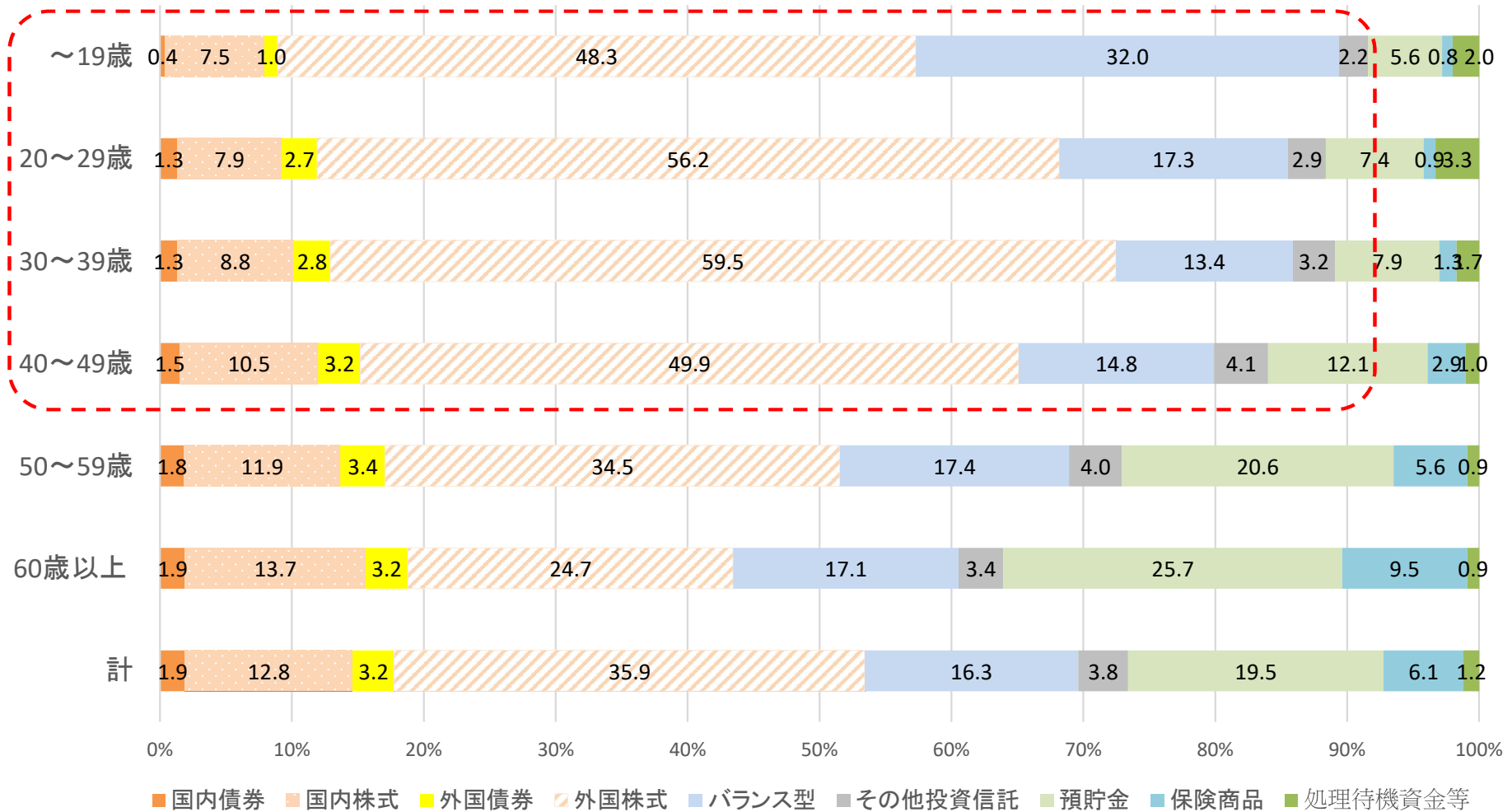
(注1) iDeCoの資産構成割合の集計は2014年度より開始

(注2) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

iDeCoの年代別資産構成割合

- 年代別にiDeCoの資産構成をみると、特に、10代から40代では投資信託等の割合が8割以上となっている。
(10代：91.5%、20代：88.3%、30代：89.0%、40代：84.0%)

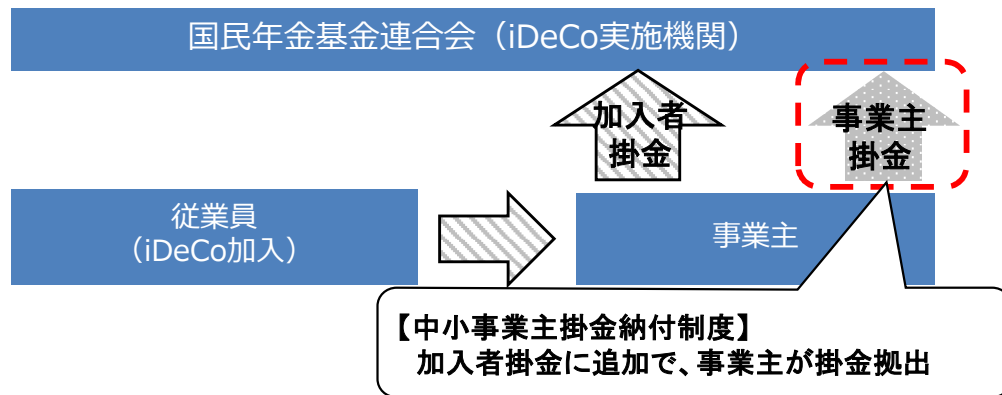


(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2025年3月末)」

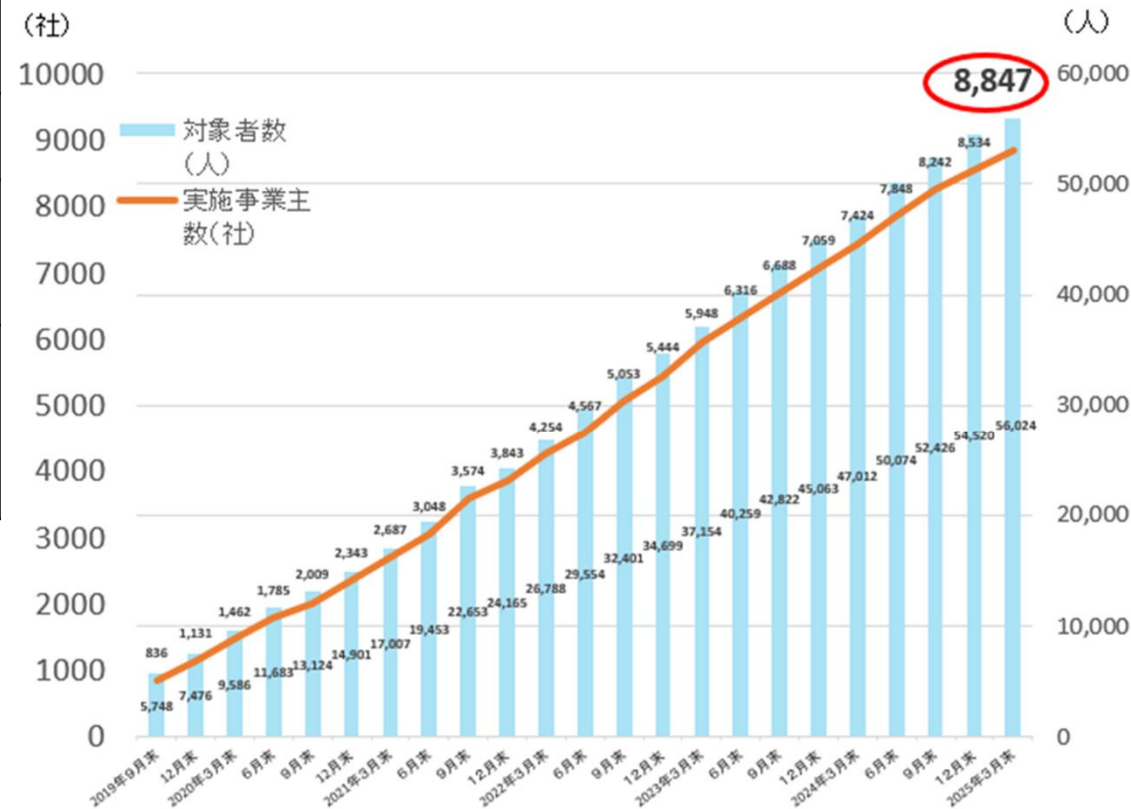
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



＜iDeCoプラスの実施状況＞



(出所)国民年金基金連合会調べ

私的年金制度改革



私的年金制度改正の概要

- 働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、また、高齢期の就労拡大、老後の多様なニーズに対応するため、2025年に法令改正を行い、私的年金制度の充実を図っています。

<主な改正事項>

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ【2026年12月施行】

- ✓ 働き方にかかわらず、70歳になるまでiDeCoに加入し、老後の資産形成をできるようにします。

企業年金の運用の見える化【法律公布後5年以内施行】

※2027年度のシステム稼働に向け準備中

- ✓ 企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表することにより、他社との比較や分析が行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

企業型DCの拠出限度額の拡充【2026年4月より施行】

- ✓ 企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる加入者掛金(マッチング拠出)について、事業主掛金の額を超えられないという制限を撤廃し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

企業型DC、iDeCo、国民年金基金の拠出限度額引き上げ【2026年12月より施行】

- ✓ 企業型DC、iDeCo、国民年金基金の毎月の拠出限度額がアップします。

➡ 今回の見直しにより、**企業年金・個人年金の活用の幅が拡大** 16

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

改正の概要

<令和8年12月1日施行>

現在、iDeCoに加入するためには、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があるが、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるようにするため、現在の要件に加え、**国民年金被保険者以外の者であって、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者**であって、以下の要件を満たす者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

①iDeCo加入者

②iDeCo運用指図者

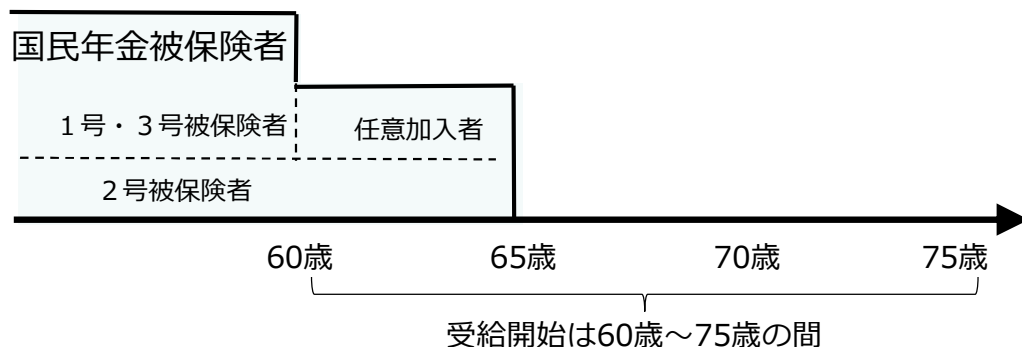
③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

・上記の①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者

なお、経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

■現状

- ・国民年金被保険者
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



■iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

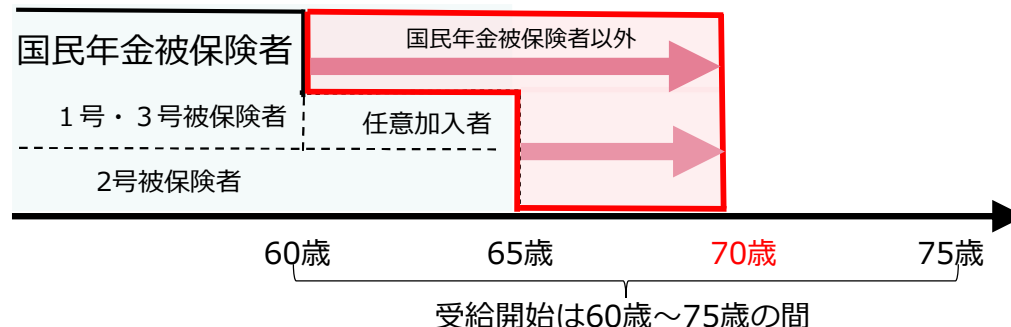
①iDeCo加入者

②iDeCo運用指図者

③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

施行日から3年を経過する日までは、左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能

- ・上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、**老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者**（※2）（※3）、マッチング拠出を実施していない者



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限

※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能

※3 施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可

企業型DCの拠出限度額の拡充①

改正のねらい

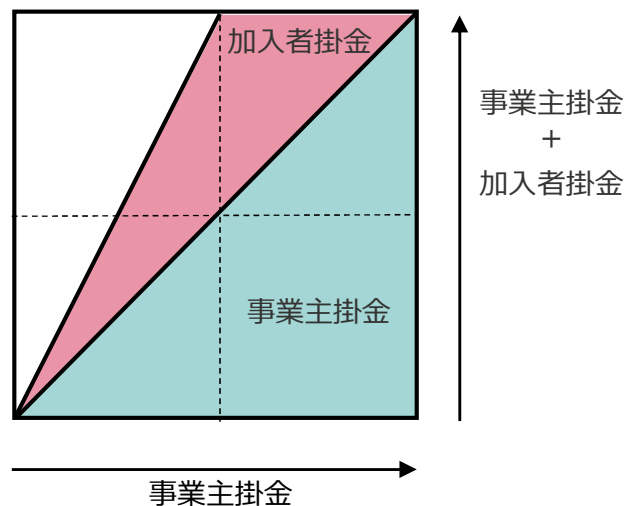
- 企業型DCの加入者は、事業主の拠出に上乗せして加入者掛金を拠出すること（マッチング拠出）が可能ですが、マッチング拠出における加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないという制限が設けられています。
- 事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を十分に活用し老後の資産所得の確保が可能となるよう、当該制限を撤廃します。

【見直しの内容】〈令和8年4月1日施行〉

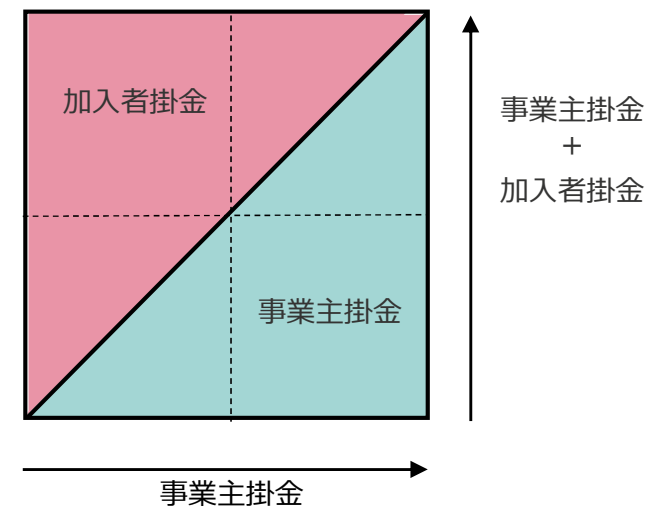
- 企業型DCのマッチング拠出における加入者掛金の限度額については、事業主拠出が原則であるという企業年金の性質を踏まえ、事業主掛金額を超えない範囲内で認めることとされてきた。また、マッチング拠出を行った場合にはiDeCoの加入はできない。
- 現状、企業型DCは、若年層や転職により勤続年数が短い者等の事業主掛金額が低い傾向があるため、そうした方々は、マッチング拠出における加入者掛金を多く拠出できないという制約が生じている。
- このため、マッチング拠出における加入者掛金の限度額について、事業主掛金の額を超えてはならないという制限を撤廃する。

マッチング拠出のイメージ（企業型DCのみに加入している場合）

【現行制度】 加入者掛金は事業主掛金を超えられない制限がある。



【見直し案】 事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を活用し老後の資産所得の確保が可能



企業型DCにおける手続きの簡素化

改正のねらい

- 中小企業における確定拠出年金（DC）の活用状況を踏まえ、2018年に中小企業向けに創設された簡易企業型年金（簡易型DC）において簡素化されていた手続きのうち、一部については通常の企業型DCに適用することとし、中小事業主を含めたすべての事業主が取り組みやすい設計に改善します。また、簡易型DCについては通常の企業型DCに統合します。

【見直しの内容】〈令和8年4月1日施行〉

- 簡易型DCは、企業年金の実施率が低下傾向にある状況下において、企業年金の普及・拡大を図る上では、中小企業が取り組みやすい制度設計が重要であることから、2018年に創設された。
- 中小企業が取り組みやすい制度設計（事務負担軽減等）として、設立条件のパッケージ化（全員加入・定額掛金等）と、設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和を行った。このうち、「設立条件のパッケージ化」については、手続の負担軽減を行うための要件の簡素化が、個々の中小企業のニーズと必ずしも合致しなかった。また、「設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和」については、引き続き中小企業が企業型DCを実施する際のニーズはあるものと思われる。
- このため、簡易型DCで簡素化されていた手続きのうち、一部については通常の企業型DCに適用することで、通常の企業型DCについて中小事業主を含めたすべての事業主が取り組みやすい設計に改善し、簡易型DCについては通常の企業型DCに統合する。

	企業型年金（企業型DC）	簡易型DC
従業員の規模要件	なし	300人以下
加入者の範囲	厚生年金被保険者 （一定の資格を定めることは可）	厚生年金被保険者 （一定の資格を定めることは不可）
事業主掛金額の算定方法	定額、定率、定額+定率のいずれか	定額のみ
加入者掛金額の選択肢	2つ以上の額から選択	選択肢は1つでも可
選定・提示する運用商品数	3本以上35本以下	2本以上35本以下
規約の承認申請、変更等の手続き	—	一部の添付書類の省略が可能

一部の添付書類の省略を通常の企業型DCに適用し、
中小事業主を含めたすべての事業主が取り組みやすい設計に改善。
簡易型DCについては通常の企業型DCに統合。

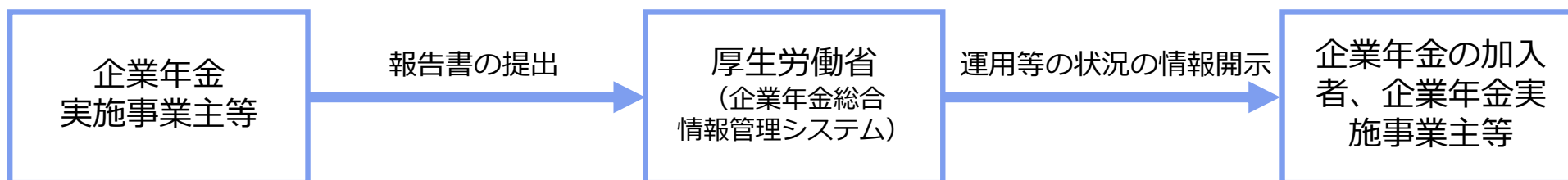
企業年金の運用等の見える化（情報開示）に係る制度見直し

改正のねらい

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もありますが、一般には公開されていない状況にあります。
- このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【見直しの内容】 〈公布から5年以内の政令で定める日施行〉

- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、**厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開**することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

○DBの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

企業年金の運用の見える化（情報開示）

○企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるよう、制度を見直し。

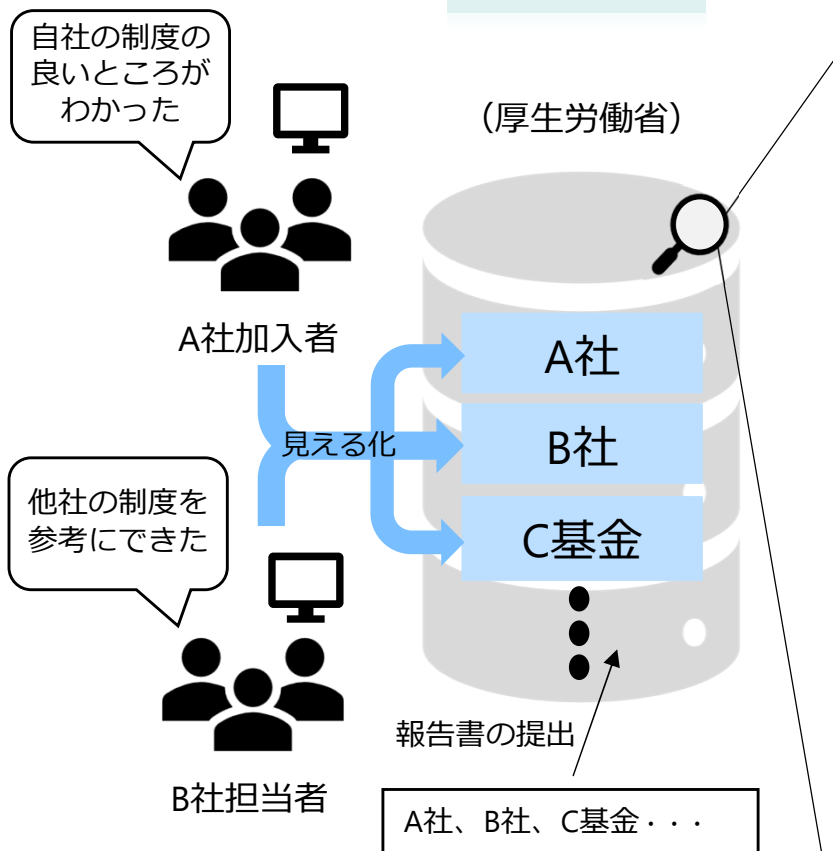
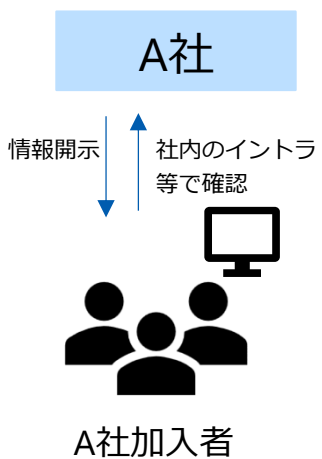
→ 令和9年度 新システムの稼働（企業年金から報告書のオンライン提出を開始）予定

《これまで》

《制度見直し後》

開示システム

個社別の開示情報（イメージ）



他社と比較し自社制度の良い点や改善すべき点が見えなくなる

<メリット> ○ 他社との比較により自社の理解を深める
○ 制度としての運営改善

●●確定給付企業年金

基本情報	基金・事業所名	●●●
	制度開始月	●年●月
	実施事業所数	●事業所
	加入者数	●人
	...	
制度設計	給付額の設計	最終給与比例
	予定利率	●%
	...	
給付実績	老齢年金	件数●件 総額●円
	...	
財政状況	積立金	●円
	標準掛金	●円
	...	
資産運用状況	資産構成割合	
	運用実績	
	実施体制	
	...	

●●株式会社の企業型確定拠出年金

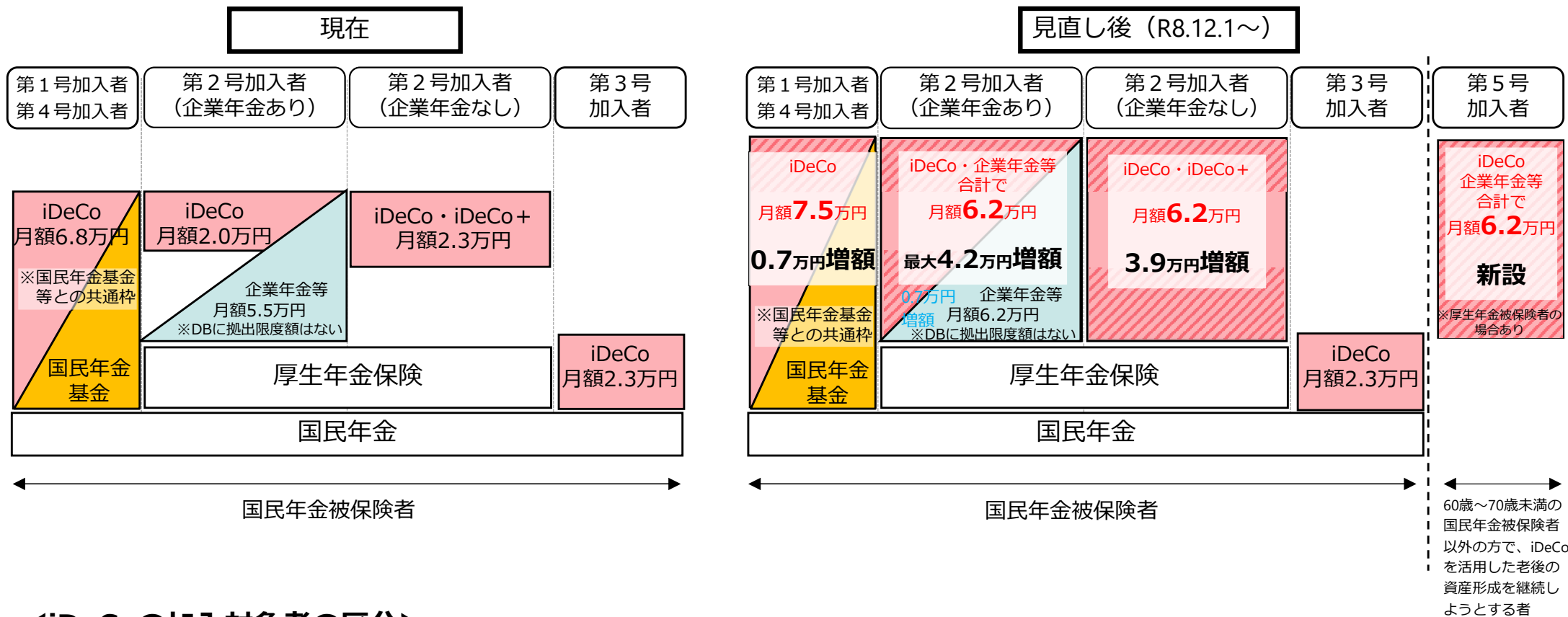
制度情報	規約名（規約承認番号）	●●プラン
	事業所の制度開始月	●年●月
	運営管理機関	
	運用関連業務	●●銀行
	記録関連業務	●●●
	加入者数	●人
	掛金総額	●●円
	...	

運用の方法・運用の指図にかかる情報

商品名	種類	資産額	加入者数	...
●●●	投信	XXX	●人	..
▲▲▲	投信	XXX	●人	..
■ ■ ■	保険	XXX	●人	..
◆ ◆ ◆	預金	XXX	●人	..
...

DC 拠出限度額の引き上げ

DCの拠出限度額の引き上げのイメージ <令和8年12月1日施行>



<iDeCoの加入対象者の区分>

第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）

第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）

第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）

第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

(①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①~③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者)

施行に向けて (普及推進・継続投資教育など)

確定拠出年金制度の普及推進に向けて

○老後の所得確保は、公的年金に加え、私的年金（DB、企業型DC、iDeCo、国基）、退職一時金等の様々な方法があり、どのように老後に備えるかは個人の選択によるところ、私的年金制度は、公的年金と上乘せの制度として、老後の生活の多様な希望・ニーズに対応している。

○今回の制度改正等により、企業年金・個人年金ともに拡充。私的年金全体として普及・推進に取り組む。

【現状】

企業年金

- DB加入者 約890万人
- 企業型DC加入者 約860万人
(マッチング拠出者 約140万人)

※退職給付制度（一時金・年金含む）がある

企業の割合は全体の約3/4

※企業年金制度がある

企業の割合は全体の約1/4

個人年金

- iDeCo加入者 約360万人
(iDeCoの運用指図者 約100万人)
- 国民年金基金 約30万人



【改正】

制度改正により、企業年金・個人年金ともに拡充
→**私的年金全体として、普及推進**

企業年金

- 企業型DCの限度額UP
- 中小企業への普及推進
- マッチング拠出の制限撤廃

個人年金

- 拠出限度額の引き上げ
- 加入可能年齢の引き上げ
- 利便性向上（オンライン推進）



企業向け普及推進策について

① 企業に対する普及推進策

■ 外部機関と連携

- 企業年金連合会や運営管理機関等と連携し、私的年金制度の理解や導入の促進を図る取組として、周知・広報活動を実施。
- 企業年金シンポジウムや企業の担当者を対象としたセミナーを開催。
- 全国社会保険労務士会連合会と連携し、社会保険労務士向けに企業年金に関する講演を実施。
- 経団連全会員向け講演を行い、各企業を通じた従業員への周知・広報を依頼。

■ 厚生労働省ホームページの拡充

- 企業型DCとiDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の事業主向けのチラシを整備し、ホームページに掲載することで、事業主の制度理解を促進。



(各種研修・セミナー)



(制度改正に関するチラシ)

② 企業型DC、iDeCoプラスの制度改善策

■ 拠出限度額の拡充

- 加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を十分に活用し老後の資産所得の確保が可能となるよう、マッチング拠出における加入者掛金の額の制限を撤廃。 (2026年4月施行)
- 老後に向けた資産形成を促進する観点から、iDeCo（iDeCoプラス含む）・企業型DCの拠出限度額を引き上げ。 (2026年12月施行)

■ 企業型DCにおける手続きの簡素化

- 中小企業における企業年金の活用状況を踏まえ、中小事業主を含めたすべての事業主が取り組みやすい手続きに改善。 (2026年4月施行)

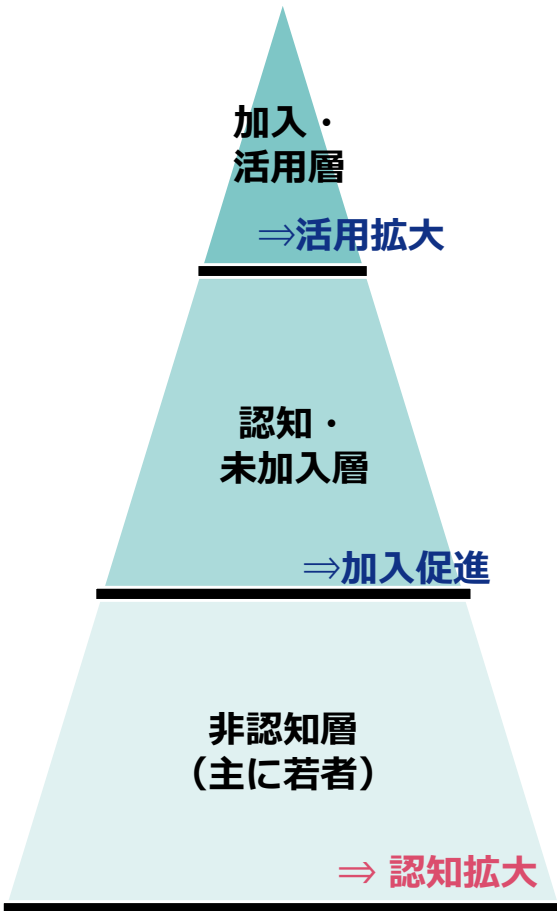
■ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）における届出の簡素化等

- 事業主の負担軽減の目的から、事業主による必要書類の届出について簡素化。 (2026年4月施行)
- 実施主体の国民年金基金連合会において、2026年度中に申請・届出のオンライン化に着手。

※ iDeCoの普及推進については次ページ以降に掲載

iDeCo普及促進策（限度額引上げ等を起点に）

- 2026（R8）年12月に拠出限度額及び加入可能年齢を引上げ。**制度改正を“起点”に広報・普及促進を重点的に実施。**
- 「**非認知層**」（主に若者）の取り込み ⇒ 「**認知・未加入層**」の加入促進 ⇒ 「**加入・活用層**」の活用拡大を推進。



①全年齢向け対策（主に認知・未加入層～加入・活用層）

- **制度改正の重点周知**
拠出限度額及び加入可能年齢引上げの具体メリット（税負担軽減など）を明確化。
掛金全額所得控除 **70歳になるまで拠出可能に**
- **外部機関連携の強化**
運営管理機関、JFLEC、関係団体等と連携
- **公的年金シミュレーター連携**（2026年4月～）
iDeCo試算機能追加により将来受取を提示

②若者向け対策（主に非認知層）

- **SNS大規模展開**
ショート動画等を作成・発信
- **職域周知の推進**
DC・DBの事業主等を通じ、新入社員を含めた従業員向けにiDeCoを周知。
- **若者応援キャンペーン**（※検討中）

- 制度改正は“**伝えてこそ**”効果。広報・普及促進を重点的に実施することで、認知 → 加入 → 活用拡大を推進。

令和8年12月から

iDeCoがパワーアップします!



1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は23,000円から62,000円にアップ

2 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

① 毎月の拠出限度額がアップ

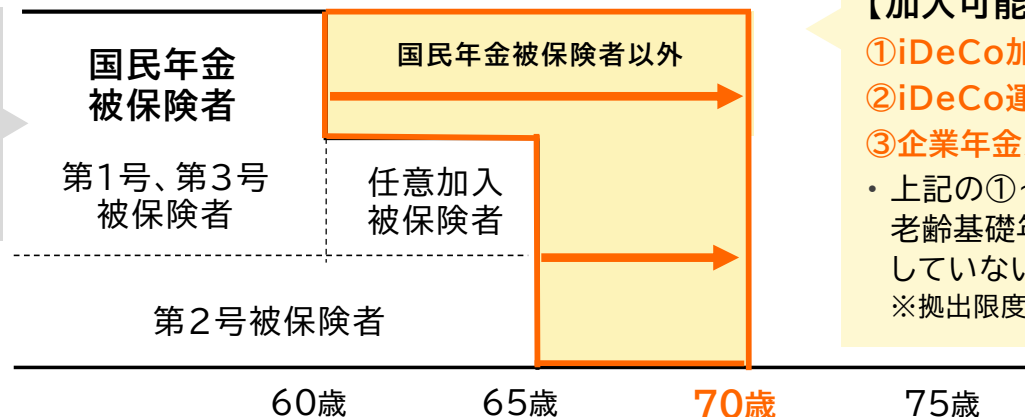
加入資格		拠出限度額(月額)	
第1号被保険者 任意加入被保険者(自営業者など) 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
	第2号被保険者 (会社員など) 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

② 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

【現在の加入要件】

- ・国民年金被保険者の方
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



【加入可能年齢の引き上げ要件】

- ①iDeCo加入者
 - ②iDeCo運用指図者
 - ③企業年金からiDeCoに移換する方
- ・上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です
 - ※拠出限度額(月額)は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。(老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。)

iDeCoの普及・推進に向けて



- ★ 制度改革にあわせ、加入のメリット周知の強化、加入可能年齢の引き上げ・拠出限度額の引き上げの周知
- ★ 今回の制度改革が、老後の資産形成のあり方を考えてもらうことのきっかけとなるべく、iDeCoの制度の周知を強化

これからiDeCo
ひろがるiDeCo

令和8年12月より、iDeCoがさらに進化し、
より便利にご利用いただけます!

加入可能年齢を
70歳になるまでに
引き上げ

拠出限度額
上限UP

詳しくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。
iDeCo

「これからiDeCo」

まだiDeCoを始めていない方が、今回の改正を機にiDeCoに関心を持っていただき、加入に踏み出していただくメッセージ

「ひろがるiDeCo」

拠出限度額の引き上げにより活用できる金額の幅が広がり、また、加入可能年齢の引き上げにより活用できる期間がそれぞれ広がる、という意味を含めたメッセージ

現行の公的年金シミュレーターの概要

- 公的年金シミュレーターは、令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、働き方や暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月から運用を開始した。
- ねんきん定期便の二次元コードを読み取るなどして将来の年金受給見込額を簡単に試算でき、働き方や暮らし方の変化に応じた年金額の変化も試算できる。令和5年4月に年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加し、同年7月には民間サービスとの連携に向けたプログラムを公開、令和6年1月には在職定時改定、令和8年4月には障害年金、iDeCoの試算機能を追加した。
- 公的年金シミュレーターを利用して、実際に試算を行った回数は令和8年3月29日時点で1,205万回超。

■ 公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ・ ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができる。
- ・ 「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。

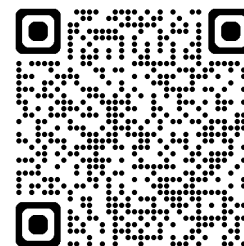
【グラフを表示しながら試算できる】

- ・ スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

【データ管理も安心・安全】

- ・ 個人情報は記録、保存されない。

■ 公的年金シミュレーターの使い方



公的年金シミュレーター
<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

公的年金シミュレーターによる障害年金・iDeCo試算機能

公的年金シミュレーターは、現役期における障害年金の受取見込み額の大まかな試算や、国民年金の被保険者が加入できるiDeCoに加入した際の積立額や取崩し額についてシミュレーションする機能が追加されている。



障害の程度(1級~3級)に応じて、障害年金の大まかな障害年金見込額を一括で試算可能。障害の程度を調べたい場合には「障害の程度」ボタンをタップして調べることが可能。

障害年金の手續の相談にスムーズに移行できるよう「日本年金機構公式サイト 年金のご相談(電話・窓口)」を案内。



iDeCo積立・運用での将来受け取り見込額の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライダーを動かすと年金額がリアルタイムで変化し、一目でわかる。

iDeCo積立・運用での将来受取見込額を試算するための4つの重要な要素である「積み立て終了年齢」、「受け取り開始年齢」、「毎月の掛金額」、「運用利回り」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。

公的年金シミュレーターによるiDeCo試算機能

iDeCoに加入した際の積立額だけでなく、取崩し額について①年金額が分かる受給見込額の表示、②iDeCo資産を取り崩した際の資産の減り方が分かるシミュレーション機能が追加されている。



適切な商品選択に向けた取組

- 年代別に企業型DCの資産構成をみると、特に20～40代では投資信託等の割合が7割以上となっている。
- 年代別にiDeCoの資産構成をみると、特に20～40代では投資信託等の割合が8割以上となっている。

関連データ（現状）

年代別の企業型DC資産構成割合（投資信託等）

	20年3月末	25年3月末	
20代	45.8%	74.0%	（約28%増）
30代	53.0%	76.0%	（約23%増）
40代	52.6%	75.1%	（約23%増）

元本確保型のみで運用している者の割合
34.1% → 21.2% （約13%減）

年代別のiDeCo資産構成割合（投資信託等）

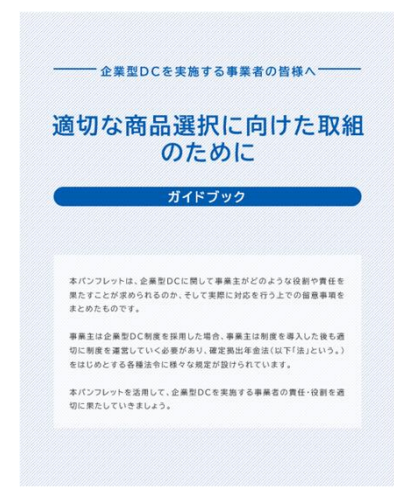
	20年3月末	25年3月末	
20代	61.2%	88.3%	（約27%増）
30代	58.8%	89.0%	（約30%増）
40代	51.7%	84.0%	（約32%増）

元本確保型のみで運用している者の割合
16.9% （過去データ無し）

厚生労働省の取組

- 企業年金の加入差のための運用等の見える化
 - ・懇談会にて意見交換の実施 等
- 適切な商品選択に向けた取組の推進
 - ・事業主が取り組むべき事項を整理したガイドブックを作成し、厚労省HP等を通じて周知
 - ・懇談会にて投資教育の事例のヒアリングを実施 等
 - ・厚労省HPにおいて、事例紹介等継続投資教育のページの充実、情報発信の拡充
- 投資教育について金融庁・J-FLEC等とも連携し、推進。

<適切な商品選択に向けた取組に関するガイドブック>



ガイドブックの概要

- 企業型DCに関して事業主が求められる役割・責任
- 適切な商品選択に向けた取組
 - 運用商品の選定・評価・見直し
 - 投資教育
- 従業員の老後資産形成のために
 - 運営管理機関との対話・業務評価
 - 実施するための手順
 - 評価の項目や方法

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2020年3月末、2025年3月末）」

企業型DCにおける商品運用の方法の選定及び提示等のプロセス

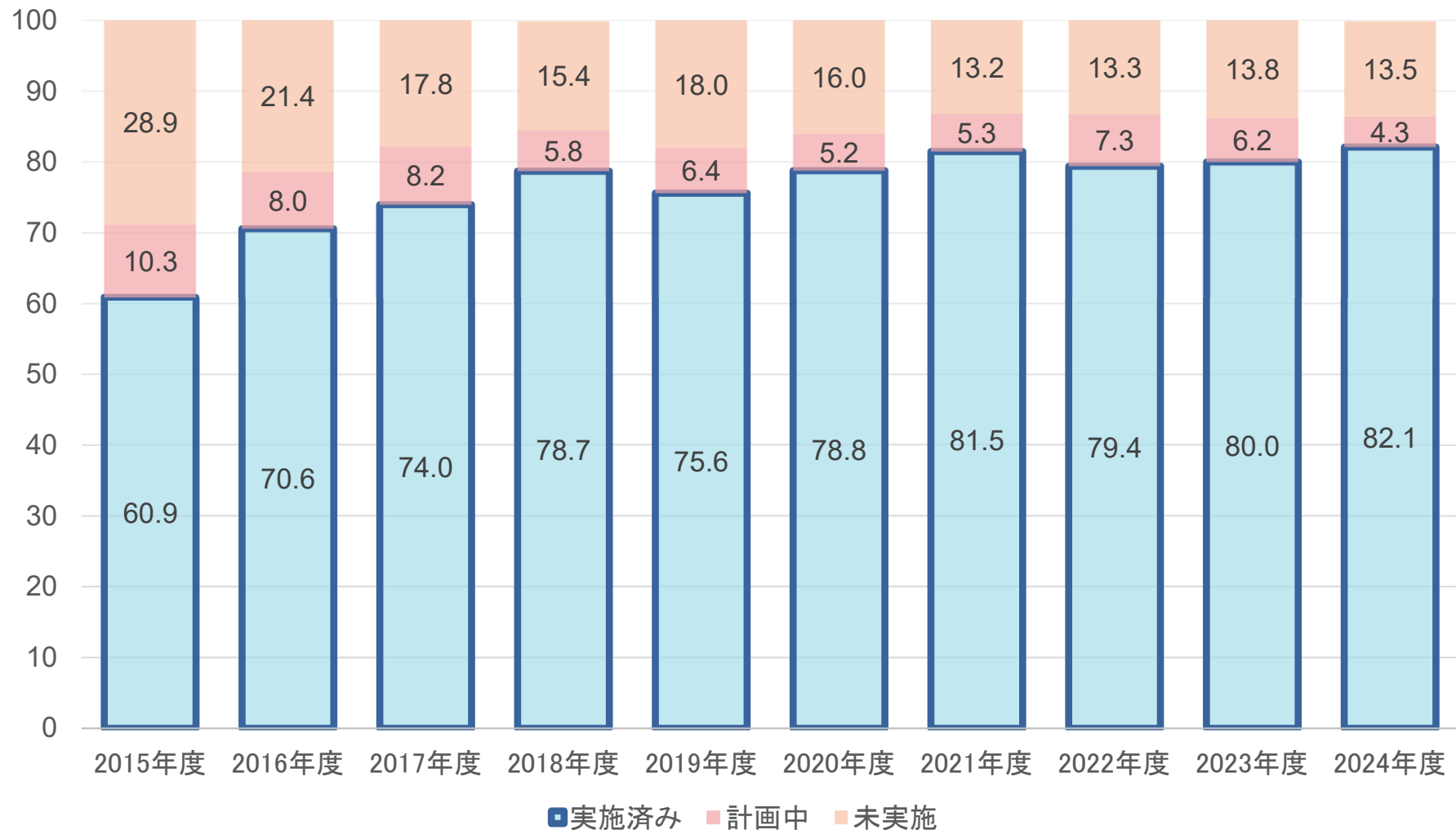
- **事業主**は、運用関連業務（運用方法の選定、加入者への提示・情報提供）、記録関連業務（資産額等の加入者事項の記録等、運用指図の取りまとめ、給付裁定）を**運営管理機関に委託**することができる。
- **運営管理機関**は、**運用の方法を3以上35以下で選定し、加入者等に提示**する。運用の方法の選定および提示では、加入者等が真に必要なものに限って選定されるよう、運営管理機関と労使が十分に協議を行って運用の方法を選定・定期的な見直しを行う必要がある。
- 運用商品の選定や提示は、専門的な知見に基づいて運営管理機関が行うが、運営管理業務を委託している**事業主**は、提示を受けた商品**ラインナップの案について加入者等の利益を考慮し、労使が十分に協議・検討を行い選定**する。
- **事業主**は、導入後も定期的に商品ラインナップをモニタリングし、**追加選定や除外**について検討を行うことが求められている。
- 確定拠出年金は加入者等が運用の結果としての責任を負うことになるため、制度を導入している全ての**事業主**は、加入者等に適切な資産運用をするための**情報提供として投資教育**を行う必要がある。
- 事業主は、業務を委託している**運営管理機関**から業務の状況等について**年1回以上定期的に報告**を受けるとされており、報告された内容に基づいて対話を行い、加入者等本位の運営がなされるよう、必要に応じて改善の申入れを行う。
- 確定拠出年金法には、加入者等への忠実義務という観点から**事業主**の運営管理機関に対する監督責任について具体的に定められており、**少なくとも5年に一度は運営管理機関の業務の遂行状況について評価**を行い、必要な措置を講じることが必要。

※ なお、個人型の場合は、商品選定等について、国基連が運管に委託して実施しなければならない。

継続投資教育の実施状況

○ 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。

＜継続投資教育の実施状況＞

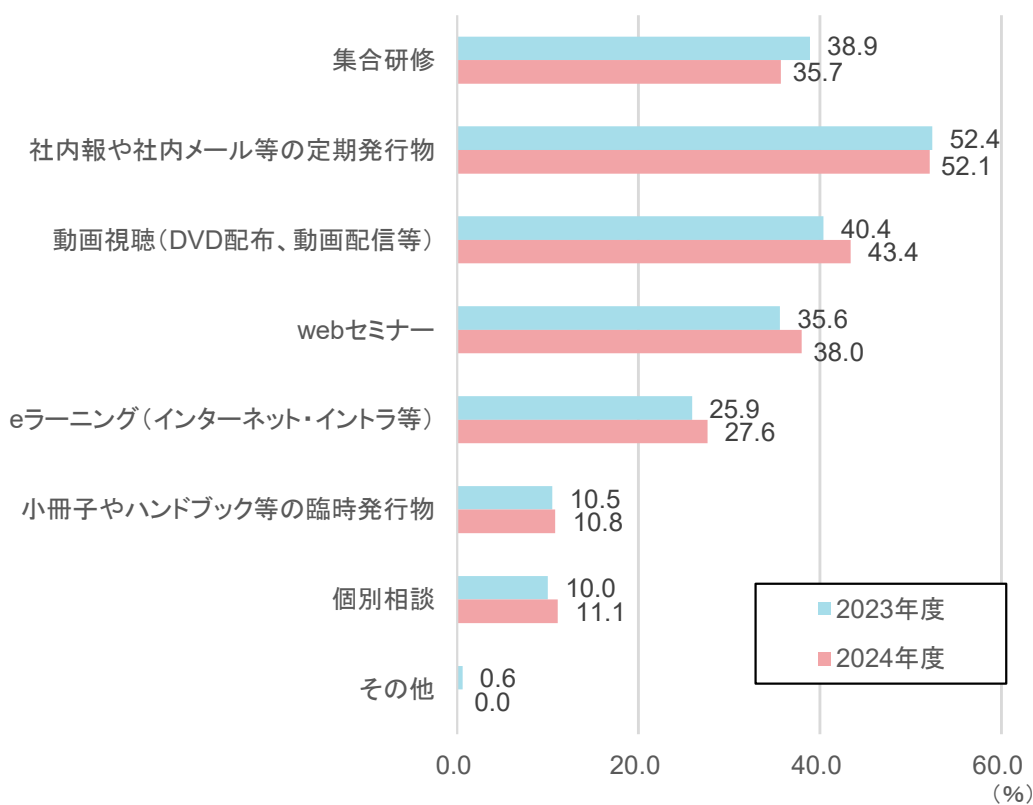


(出所) 企業年金連合会資料を基に厚生労働省作成(2015年度決算～2024年度決算)

継続投資教育の手法

- 継続投資教育の手法としては、「集合研修」、「定期発行物」、「動画視聴」、「webセミナー」が多い。
- 社員の意向を踏まえてセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している例もみられる。

＜継続投資教育の手法(複数回答可)＞



(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成

(2023年度決算:n=638、2024年度決算:n=631)

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

投資教育に関する事例

＜運用商品の追加・除外時の投資教育＞

- (追加) 運用商品の追加にあたって、商品説明だけではなく、会社として新商品を追加するねらいをじっくり説明するように心がけた。特に欠けていたアセットクラスに投資できる選択肢が追加されることが理解されてか、一定の資産が新商品に預け替えられたようだ。
- (除外) 運用商品の除外にあたっては、丁寧な説明を行い同意を取得、除外日になるまで運用指図を行うようアドバイスを繰り返した。照会に集中的に対応する窓口(メール含む)を社内にした効果もあってか、多くの加入者が自ら運用指図を行い、除外日を迎えることができた。

＜関心が薄い者への対応＞

- 制度の理解度を確認するための簡単なクイズを設定して参加者に回答させた上で、継続教育を始めたところ、自身の理解状況を把握した上での受講となったおかげで参加者の受講意識が大きく向上し、理解度も高いものとなった。
- 継続教育の対象に応じて媒体の使い分けを試みた。制度の関心が低い者については集合研修をベースに、関心が高い者にはeラーニング等の活用を薦めるなどしてそれぞれの満足度を高める工夫を行っている。

＜指定運用方法を採用している場合の投資教育＞

- 新入社員に対しての確定拠出年金制度の説明会では、指定運用方法の意義や手続きについてしっかり説明を行い、またできる限り自分で運用指図を行うよう求めている。現場でもこれにあわせて、書類の提出を促すよう取り組みを進めた結果、運用未指図のまま指定運用方法で運用する者はゼロとなっている。

＜投資教育実施後の情報収集と効果の検証＞

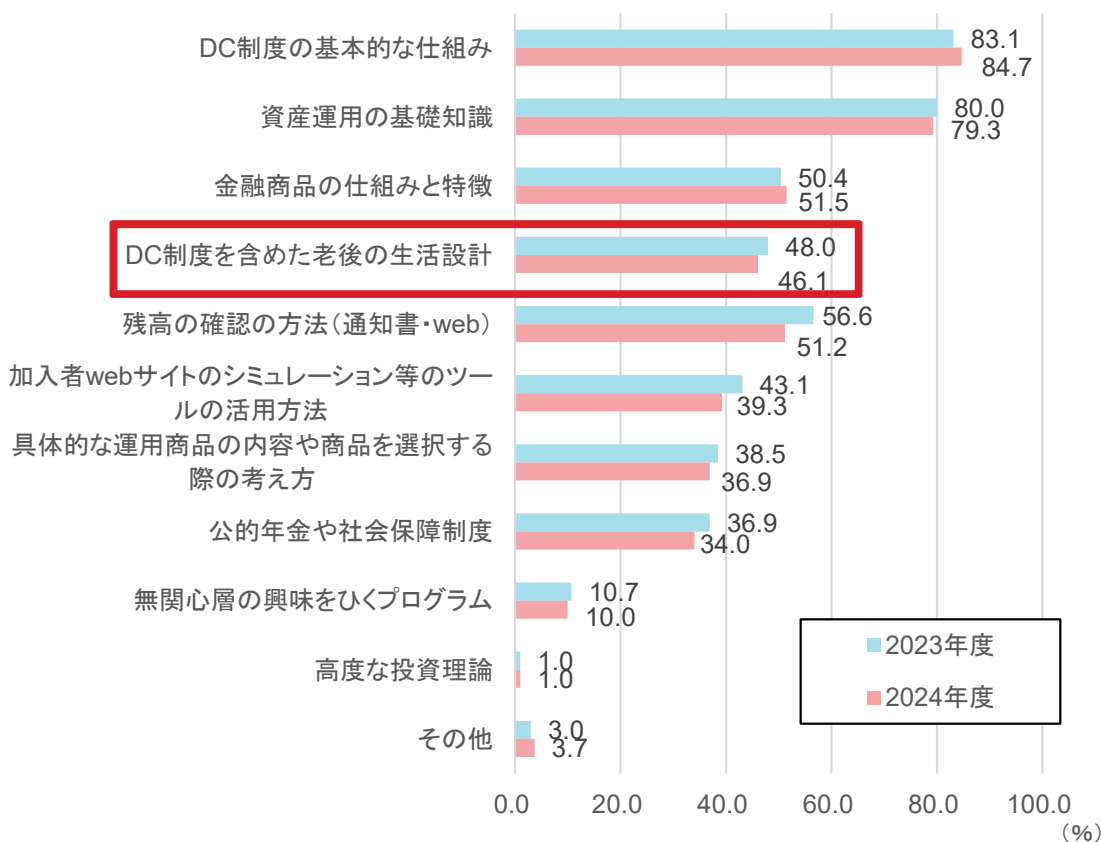
- 人事部・企業年金事務局・労働組合で定期的な情報交換の場を設け、前期の投資教育の取り組みについて報告を行い、また今期はどのような取り組みを行うか意見交換を行うなどして、効率的な投資教育の実施に努めている。
- 投資教育を実施した後に参加者にアンケートをお願いし回収したところ、説明が分かりにくいところや関心の高い部分について意見を収集することができた。次回以降の開催については講師を担当する運営管理機関に連絡をし、説明方法の改善ができた。

(出所) 企業年金連合会「企業型確定拠出年金投資教育ハンドブック」より厚生労働省作成

継続投資教育の内容

- 投資教育の内容は、「DC制度の基本的な仕組み」、「資産運用の基礎知識」、「金融商品の仕組みと特徴」などが多くなっている。
- 投資教育は、加入時と加入後の継続教育時の特徴を踏まえ、計画的に実施されることとされている。
- 退職後の生活の長期化に伴って、受給後の資産運用・取り崩し方など、受給に向けた老後の生活設計に関する教育の重要性が指摘されているが、半数程度の実施に留まっている。

<継続投資教育の内容(複数回答可)>



【参考:確定拠出年金制度について(法令解釈通知)(抄)】

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
 - (1)加入時には、(中略)
 - (2)加入後の継続的な投資教育は、(中略)
 - (3)加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

- (3)具体的な内容
 - ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ② 金融商品の仕組みと特徴
 - ③ 資産の運用の基礎知識
 - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

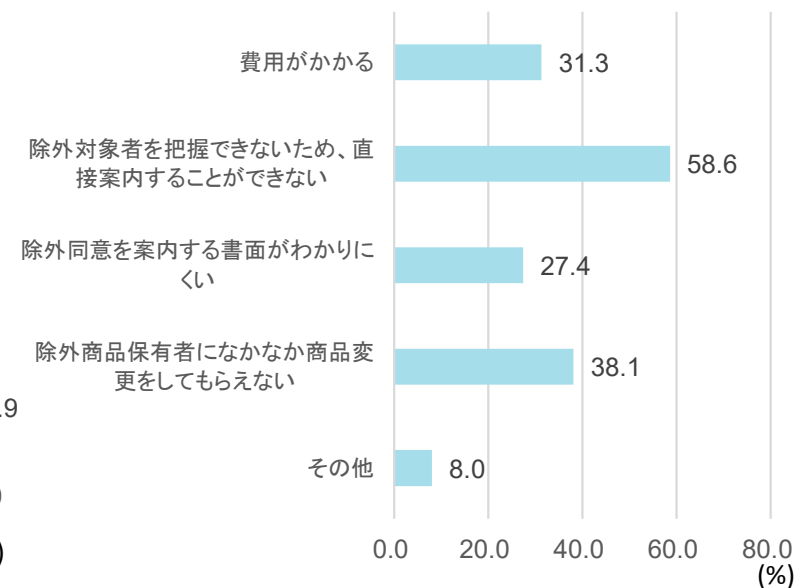
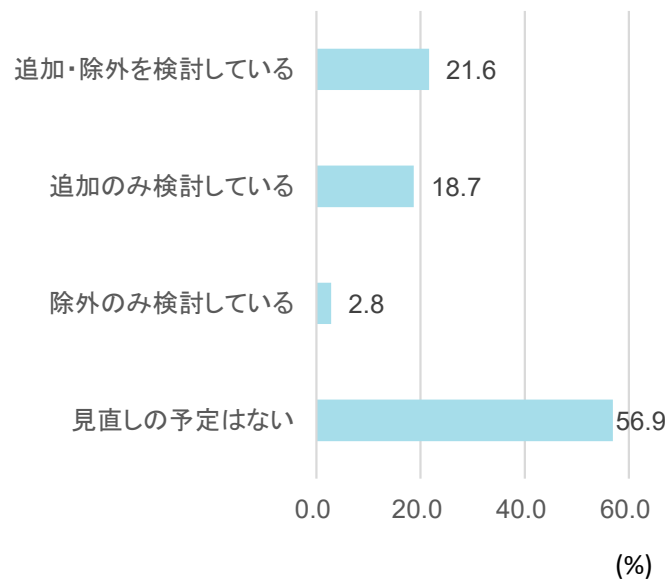
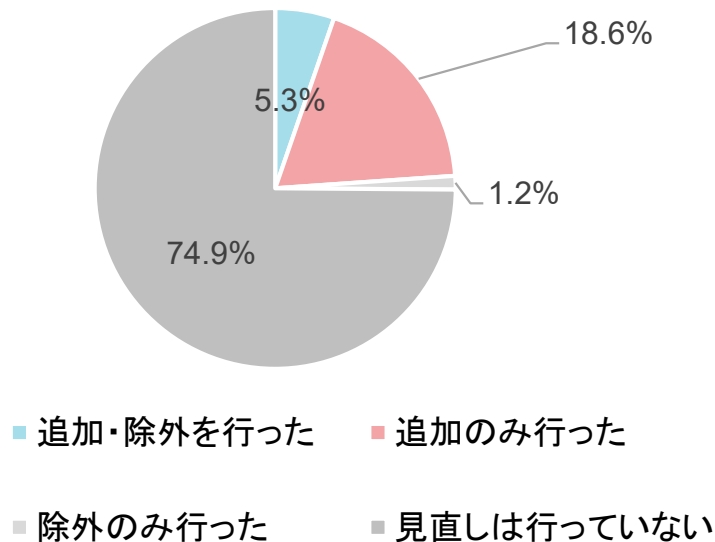
(出所)企業年金連合会資料(2023年度決算:n=629、2024年度決算:n=629)より厚生労働省作成

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

運用商品のモニタリング状況

- 運用商品のラインアップの見直しを実施していると回答した先は約25%、運用商品のラインアップの見直しを検討していると回答した先は約43%。
- 運用商品除外にあたっての課題として最も多く挙げられているのは「除外対象者を把握できないため、直接案内することができない」ということ。

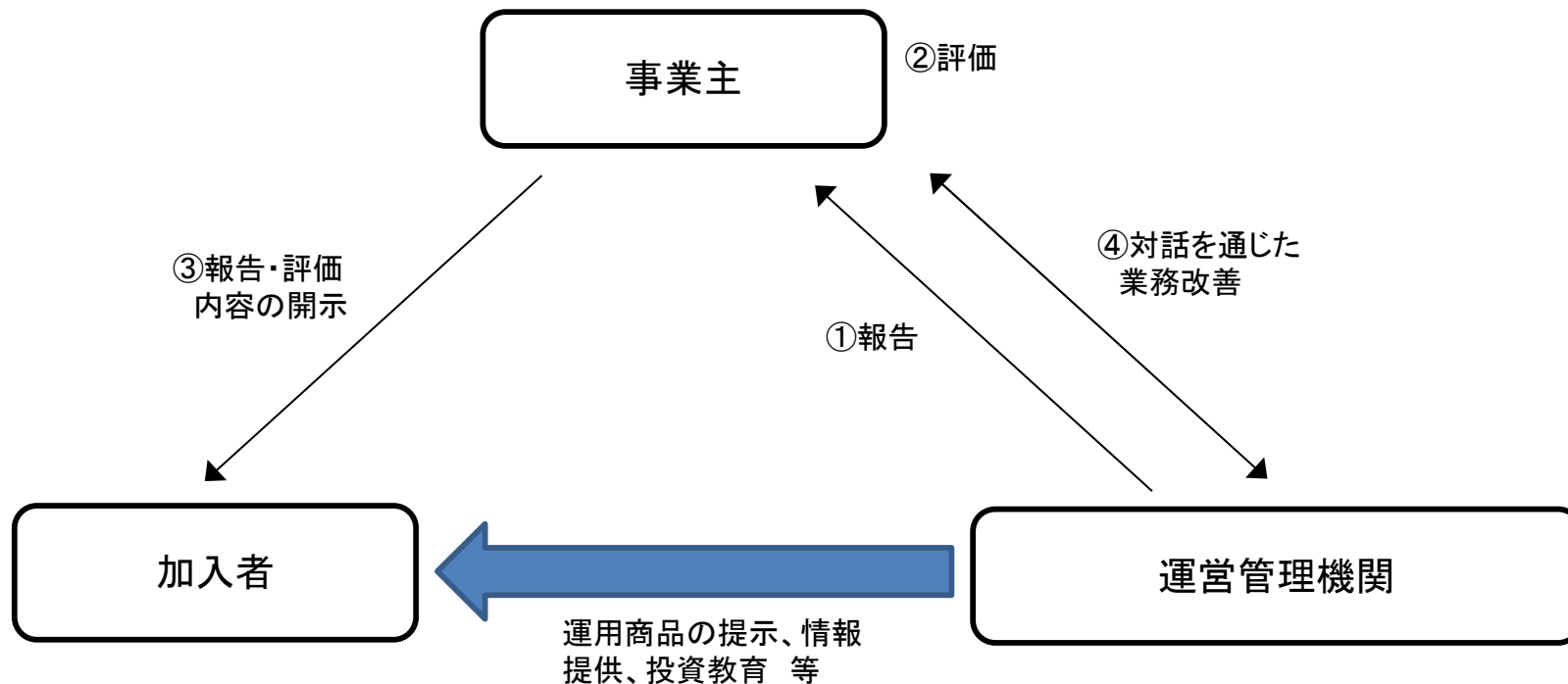
<運用商品ラインアップの追加・除外> <運用商品のラインアップの見直しの検討状況> <運用商品除外にあたっての課題（複数回答可）>



(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成
 ※ それぞれn=770 (左)、n=772 (中央)、n=514 (右)

運営管理機関の選任と評価

- 企業型確定拠出年金においては、実施主体である事業主は、実務の多くを運営管理機関に委ねることとなる。
- その運営管理機関のサービスの内容等は加入者等の資産運用に影響を及ぼす非常に重要な要素であることから、制度導入時には、原則として複数の運営管理機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等を比較検討し、選任を行うこと、また、選任理由を加入者等に提示することを求めている(法令解釈通知)。
- また、運営管理業務を委託する事業主は、委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 事業主による運営管理機関の評価に際し、事業主が運営管理機関によって提供されているサービスの相対的な比較を可能とする等の観点から、運営管理機関が自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとした。



運営管理機関の具体的な評価項目

- 事業主が運営管理機関に委託している運営管理業務の評価すべき項目や手法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実度などにより、それぞれの事業主において異なるものであると考えられるが、少なくとも以下の具体的な評価項目について、運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行い、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望ましい(法令解釈通知)。

<具体的な評価項目>

項番	内容
①	提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
②	下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 ・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
③	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
④	運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
⑤	確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む。)、またその報告があったか。
⑥	加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)。